

持続可能な政令市くまもとの発展に向けて

人口減少社会の到来により、全国自治体では危機的課題に直面しており、各地で様々な取り組みが展開されています。国も少子化社会対策大綱を平成27年3月に策定し、これまでより一歩進んだ内容となっています。

本市においても、住民サービスの維持・向上をはじめ地域経済・地域コミュニティ等の本市独自の社会資源を有効活用しつつ、人口減少に歯止めをかける対策を講じるとともに、その影響への対応が強く求められます。

1. 人口減少社会を見据えた「定住促進・少子化対策・交流拠点都市の構築」等に向け各種施策を、「持続可能な政令市くまもとの発展」に向けた本市最重要課題と位置づけ、最大限の取り組みを展開されるよう要望する。
 - (1) 内閣府の調査結果を踏まえ、若者世代が結婚できる環境整備としての安定した雇用を実現すること。
 - (2) 本市においても非正規職員の正規職員化に向けての施策を展開するとともに、民間事業所に対しても働きかけを行うこと。
2. 政策展開にあたっては、本市の人口ビジョンと少子化対策などの施策を盛り込んだ総合戦略を平成27年度中に策定することになっているが、人口減少社会対策に関する調査特別委員会の意見を尊重しながら策定すること。

頼れる市役所

1. 政令指定都市を支える人材育成・技術継承・人事管理

- (1) 業務における専門性と政策立案能力に加え、技術力の継承と向上が求められており、人材の育成が第一の課題となっている。「熊本市人材育成基本指針」に基づき、専門スタッフの計画的な人材育成を早急に図ること。特に専門性が求められる福祉分野における福祉職採用を拡大すること。
- (2) ジョブローテーションが可能な職場と専門性が求められる職場を把握し、適正な人事配置を行うこと。また、職員が地域活動におけるリーダーシップを図ることができるよう取り組むこと。
- (3) 市民・職員から信頼される管理職登用は、短期的な評価となる昇任試験制度を廃止し、業務経験や実績に応じた人事評価を重点に行うこと。また、女性の管理職登用にも力を入れること。
- (4) 仕事の煩雑化に伴い、職場内の連携が希薄になり個人任せになっている傾向にある。そのことによるメンタルヘルス・不祥事も見受けられるため、職場での連携と相談体制の充実を行うこと。
- (5) 窓口業務等に見られる正規職員から非正規職員への切り替えは、不安定な雇用労働者つくることによって様々な問題があることから、将来を見据えた雇用のあり方を検討すること。また、現在の非常勤職員の処遇改善を引き続き行うこと。

2. 指定管理者制度・期間の検討

指定管理者制度の管理費は更新ごとに低下傾向にある。市民サービスの維持向上に向けて、その運用にあたっては低価格だけでなく、これまでの運営基準の維持、技術の蓄積・継続性の確保、平等性の確保、安全性の確保、公正労働基準が図られるよう選定を行うこと。また、施設の特性に応じ、非公募や5年以上の指定期間についても検討すること。

3. 防災対策・地域防災力の検証と強化

熊本市地域における危機管理、防災体制については、東日本大震災や九州北部豪雨災害の教訓を生かし、指示命令系統の整備等、多様な災害に柔軟に対応できるよう都市防災対策の充実を図ること。

- (1) 検証部会から勧告された内容「情報共有化体制の整備」「情報のトリアージに必要な体制整備」「重要情報分析、重要決定のできる環境整備」「避難発令等の基準や手順の再検討及び明確化」「適切な情報処理や判断を行うための訓練の実施」等について、改善に向けてより実効性のある具体的な取り組みを計画的に実行すること。
- (2) 地域・学校・各職場での具体的な危機管理システムづくりに取り組むこと。その際、災害抵抗力・対応力の弱い援護を要する住民に対する具体的で実効性のある支援体制の確立と訓練を実施すること。また、避難先の設備など、きめ細かな対応を行うこと。
- (3) 避難訓練については、災害発生地域・季節・曜日・時刻等について多重的に想定した訓練とし、より実効性のある内容とすること。
- (4) 各地域の地域防災力の検証を行い、強化月間を設けるなど地域間格差の無い総合的な地域防災力向上のための具体策を講じること。
- (5) 避難所や災害備品等の検証を行い、次なる災害に備え万全の準備を行うこと。

4. 公契約の改革

委託契約等、公契約において公共サービスの質と安全・安定性を担保し、低価格競争による関連労働者の労働条件悪化にならぬよう公契約条例を定めること。

人の尊さをまもる

1. 男女共同参画による共生社会づくり

- (1) 男女共同参画による政令市づくりを行うため、男女の自立と平等の視点に立った啓発教育を推進すること。また、学校教育の中でも男女平等教育の推進を図るための具体的な施策を行うこと。
- (2) パワハラ・セクハラ・マタハラ・性暴力等に対しては、関係機関・関係セクション（局・部・課等）が連携し、相談しやすい体制整備に向けた検証と見直しを図ること。また、現在、運営している民間シェルターや民間が行っている自立支援策に対して、行政支援として全面的な業務委託や財政支援の強化を行うとともに、その広報に努めること。

2. 自治体の人権保障団体として確立する

- (1) 市民と直接対応する職員の資質向上に向け、公務員の人権意識を高めるための職員研修の充実を図ること。
- (2) あらゆる差別の撤廃を定めた「人権基本条例」を制定すること。
- (3) 諸疾病や性同一性障がい者等に対する差別や偏見の撤廃に向け、正しい知識の普及・啓発事業を行うこと。

人を創る

1. 学校教育の充実 と支援体制の強化

- (1) 2017年度からの権限移譲を契機に、人的拡充を図り本市の教育の更なる充実を図ること。
- (2) 小・中学校の全学年における35人学級の早期実現を図ること。
- (3) 全ての児童・生徒への教育力向上に向け、学級支援員・スクールカウンセラー・心の相談員・スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めること。
特に、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについては、国が示している配置拡充に基づき、本市としても積極的な対応を図ること。
- (4) また入園・入学前の支援を必要とする全ての児童・生徒に対する教育相談の充実を図ること。
- (5) 児童・生徒への学力保障と児童・生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを更に進めること。
- (6) 帰国子女、外国人の児童・生徒の日本語教育の推進に向け、日本語指導教員や日本語指導協力者の派遣に加え、配置型による体制の充実を図ること。
また、民間の社会教育団体が行っている活動への支援を行うこと。
- (7) 図書教育の充実のために学校図書館の新刊・旧刊の入れ替えを進め、蔵書数及び質の向上を図ること。また司書業務補助員の適正配置を図ること。

2. 学校施設・環境整備の充実

- (1) 小・中学校「校舎・体育館・プール等の老朽化対応」に向け、具体的な計画に基づき、バリアフリーの視点から更なる学校施設・環境整備を進めること。
特に、学校バリアフリー化整備推進計画の早期策定に取り組むこと。
- (2) 全ての教室へのエアコン設置を計画的に推進すること。
- (3) インクルーシブ教育の充実に向け、多目的トイレをはじめとした学校全体のバリアフリー化に取り組むとともに、エレベーター設置を推進すること。

- (4) 学校の防災避難拠点としての機能強化に向け、誰もが使い易い体育館のトイレ設置など配慮ある施設整備を行うこと。

3. 教育現場の多忙化解消に向けた対策

- (1) 教職員の労働加重解消に向けては、教職員の実態把握に基づく具体的な改善策に取り組むこと。また対策会議は現場教職員もメンバーに加えること。
- (2) 地域の人的社会資源を活用した総合型地域スポーツクラブの拡充に積極的取り組み、学校部活動を地域主体のスポーツ体制（社会体育）に移行させていくこと。
- (3) 労働安全衛生法の改正に則り、教職員のメンタルヘルスチェックの体制を整備し、予防と早期対策を行うこと。

暮らし・命を守る

1. こどもの健康と福祉の確立

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱である子育て支援に繋がる「保育の量と質の確保」に引き続き取り組みを強化し、保留児童を含む待機児童対策に向けては、保育ニーズへの的確な対応や病児保育の充実を含め万全を期すこと。また、保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善など、そのための予算を確保するよう国に対して要請すること。
- (2) 子どもたちの健康保持および子育て支援を図るために、子どもの医療費助成制度の中学校三年生までの拡充を早期実現すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、実効性のある行動計画の策定を行い、熊本市の特定事業主行動計画策定においても子育てしやすい環境づくりに取り組むこと。
- (4) 熊本市が子どもの人権を守り、子どもが生き生きと育つ環境を保障することを目指し「熊本市子ども権利条例」を制定すること。
- (5) 「あいぱるくまもと/こどもセンター」の児童相談所、一時保護所、教育相談室などの役割と機能の充実に向けて利用状況等を精査し、より一層の連携強化と専門性を高めること。特に被虐待児の増加に伴ない、その対応にあたる職員については、すべて正規職員とすること。
- (6) 「子ども発達支援センター」を熊本型地域療育ネットワーク確立のための司令塔・中核として位置づけ、「教育委員会」「子ども総合相談室」「児童相談所」「各区役所の保健子ども課」などの行政機関や、地域の関係団体等との連携を強化し、その機能が十分発揮できる体制を早急に構築すること。
- (7) 子どもたちのむし歯予防対策として、フッ化物洗口に特化した取り組みではなく、食育や歯周病予防等の総合的な対策に取り組むこと。
- (8) 児童育成クラブにおける各施設の老朽化や狭隘問題、更には高学年受け入れ導入などの課題の実態把握を行い、学童保育環境整備に努めること。また、指導員の資質向上策に取り組むと同時に、現行の直営体制を堅持すること。

2. 健康福祉サービス体制の充実

- (1) 住民の保健福祉サービスの更なる充実に向けて、乳幼児の健診体制や相談業務等のあり方を検証し、体制・整備の強化を図ること。
- (2) 精神保健福祉センターの運営に当たっては、県や関係機関等との緊密な連携を図り、その機能の充実化に向けて努力すること。

3. 高齢者対策の充実

- (1) 高齢者のための地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの中核としての「ささえりあ/地域包括支援センター」の各地域での活動内容等の精査を定期的に行い、その機能強化に向けて、地域包括ケア会議の推進など行政としての主体性を発揮し、財政支援を含めた充実策を講じること。
- (2) 高齢者が地域の中でいきいきと暮らし続けることができるように、日常生活圏域内に、高齢者や家族の様々なニーズに対応できるような小規模の施設整備を拡充すること。
- (3) 介護保険法の改正に伴い、介護予防の訪問・通所介護が平成 29 年まで市町村事業である地域支援事業に移行することに伴い、利用者のサービス抑制にならないよう基盤整備を行うとともに事業展開を行うこと。
また、介護労働者の処遇が改悪とされないような報酬とするとともに、事業所のチェック体制を整えること。(介護認定業務の迅速化)

4. 障がい者の健康・福祉と社会参加

- (1) 県の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の推進に向けて、その内容や目的について職員への周知を図り、民間団体や市民への啓発と指導を強化すること。
- (2) 地域での自立生活を支えるサービス給付決定等の制度運用にあたっては、利用者のニーズを把握する場合、生活モデルを基本とし、実態調査においては、聞き取りを丁寧に行うこと。
更に、障害者の地域での自立生活を支える事業者との連携を強化するために、利用者・事業者・行政三者の共通認識と連携を深める取り組みの継続と強化を

図ること。

- (3) 障害者就業施策への取り組みとして、民間への就労につながる障がい者の職場体験であるインターンシップ制度を拡充すること。また、「熊本障害者就業・生活支援センター」との連携を緊密に行い、障がい者の雇用促進に向けて積極的に取り組むこと。

特に、行政として民間のモデルとなる取り組みとしての障がい者雇用の推進に努めること。

- (4) 身体・知的障がい者更生相談所の運営にあつては、障がい者の社会参加を支え促進を図る観点から、地域の保健・医療・福祉関連等の機関との連携を緊密に図ること。

5. 生活保護行政の充実化

- (1) 生活保護の業務に従事する職員の適正配置とすべての職員の正規職員化を図りより専門性を高める方策を講じること。
- (2) 生活保護受給世帯への生活自立や家族の学習支援策などのサポート体制を整備・強化し、社会的な自立への取り組みを強化すること。
- (3) 平成 27 年度より施行された生活困窮者支援制度については、相談機能の充実とともに、就労支援や学習支援等のパーソナルサポートを実施するとともに、体制強化を図ること。また、行政が核となり民生委員や自治会、市民団体などと協力して地域における支援のネットワーク作りを行うこと。

6. 市民病院の公的役割の充実

- (1) 県が策定する地域医療構想策定に対し、公的病院としての役割や機能、熊本医療圏での立ち位置を明確にし、積極的に発言すること。
- (2) 緩和ケア病棟の新設など地域に必要な医療を提供するため、医師・看護婦などの必要人員の確保を行い、医療供給体制を拡充すること。
- (3) 患者の療育環境の整備に継続して取り組むこと。特に、建替にあたっては専門家や働く病院スタッフや市民など広く意見を聴取し、市民にとって利用しやすい病院づくりに取り組むこと。また、耐震性に問題があるため、計画どおり建替えが進むよう取り組むこと。

7. ホームレス対策の強化

ホームレスの野宿生活から市民生活への復帰までの各段階の支援の取り組みを強化すること。特に、長期的に雇用・生活状況が改善されないケース対応については、関係行政機関やホームレスの生活全般の相談を積極的に行っている民間支援団体と深く連携し、支援事業を積極的に行うこと。

未来へ引き継ぐまちづくり

1. 地球にやさしい都市づくり

(1) 環境にやさしい、低炭素なまちづくりを目指すこと。

(ア) 熊本の豊かな自然エネルギーを発電や熱エネルギーとして活用する政策を持続すること。

◆市民共同発電所などの市民活動を促進すること

(イ) 熊本の豊かな地下水を熱交換に活用すること。

◆下水道や地下駐車場等の大型地下構造物での排除湧水を熱交換に利用すること

(ウ) 廃棄物や植物などバイオマスからのエネルギーを活用すること。

◆バイオマス発電（廃棄物メタン発酵、下水メタン発酵）導入を推進すること

◆都市のエネルギー資源である廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（Bio Diesel Fuel（BDF））の普及を促進すること

(2) 熊本に豊かな森林資源を育て、CO₂を吸収させ、素材・エネルギーとして活用すること。

(ア) 森林資源は有害物質を含まない燃料であることを広報すること

(イ) 木質バイオマスストーブ（薪ストーブやペレットストーブ）の普及を促進する助成制度を設けること。

2. 地下水を守り、活かしたまちづくり

(1) 本市地下水の優位性を幅広く広報するとともに、営農と地下水涵養、洪水防止、及び生物多様性を環境教育として学ぶことができる記念フィールドを白川中流域に水のミュージアムとして構築すること。

(ア) 水のミュージアムにおいては、熊本市を洪水から防止する遊水地の機能をもたせるとともに、水稻の不耕起栽培と水田の冬期湛水により野鳥や水生生物のビオトープとすること。

(2) くまもと地下水財団と協力して節水対策を広範に進めること。

(ア) 益城町等において人工的な自噴水を無駄に排出する事例が多く見られることから町役場と協力して止水バルブの設置促進に努めること。

- (イ) 公共下水道や地下駐車場等の地下構造物への地下水流入の現状を調査し対策を図ること。

- (3) 水検定・水守制度・水遺産など「くまもと水ブランド創造プラン」の進行管理を行い、市内外において意識調査等を実施して、成果指標や達成目標等を設定し、その達成度を定期的に評価すること。

- (4) 白川中流域の水田を活用した地下水涵養事業を定着するとともに、この地域の農産物を地下水涵養量〇〇トンのおまけ付き食料品としてブランド化を図り、地下水を利用する市民や事業者ウォーターオフセットとして理解と普及促進に努めること。

- (5) 地下水の水質の安全性を確保するために、環境局と農水商工局が連携して環境保全型農業を推進し、硝酸性窒素削減については県や周辺町村との連携を図り、実効性のある具体的な対策を行うこと。

3. 水と共に暮らすまちづくり

- (1) 立野ダムの建設及び河川改修が及ぼす熊本市への影響を独自に検証し、そのメリット・デメリットについて説明責任を果たすこと。

- (2) 早急に治水安全度を高めるため白川の河川改修を促進し、住環境と親水空間を推進するため自転車ハイウェイとジョギングコースを整備すること。

- (3) 水前寺江津湖公園の観光推進のため散策路を整備し、周遊コースを早期完成すること。

4. 下水道・合併浄化槽整備の充実

- (1) 下水道の新たな建設は人口密度と地形に配慮して慎重に行うこと。
- (2) 地域の親水空間と健全な水循環を守る観点から合併浄化槽を優先する汚水処理計画を策定すること。
- (3) 下水道の維持管理を徹底し、管渠への地下水流入及び地下水への汚水流出が起らないようにすること。

5. 緑の保全と緑化の推進

- (1) 森林は地下水涵養より山地崩壊防止や自然エネルギー確保の機能が大きいことに着目し、白川流域全体にわたる広域政策を進めること
 - (ア) 森林の植林・間伐・利用のマネジメントサイクルを熊本市モデルとして確立すること
 - (イ) 木材を地域固有の構造材、建築材として積極的に利用促進に努めること
 - (ウ) 緑陰による温度低下の効果がある屋上・壁面緑化や緑のカーテン事業などを継続するとともに、助成制度の拡充を図ること。

6. 資源循環・環境保全型の廃棄物行政の確立

- (1) 環境配慮型商品を選択し、必要なモノを必要な量だけ購入し、無駄なく使うグリーンコンシューマーの生活を市民に勧めること。
- (2) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）やグリーンコンシューマーの生活についてゴミ・資源回収カレンダーなどでの啓発を図ること。
- (3) 焼却・埋立に頼らない地域資源循環の確立へ向けて、ゼロ・ウェイストの宣言を行うこと。

地域を豊かにする

1. 地域内経済循環の確立を目指す

地域内で生み出された所得が地域外へ流出しないように、次のとおり公共政策の方針を定めること。

- (1) 公共工事の発注にあつては、市域内業者の参入機会の確保を最大限に配慮した対応を行うこと。
- (2) 市域内に本店・本社を有する企業を優遇する政策を策定すること。
- (3) 熊本から世界に飛び立つ地場企業の支援に向け、本市の上海事業所の役割として多くの情報を提供するなど機能強化に努めること。
- (4) 地域内経済循環システムに果たす流通の役割を重視し、第三次産業の発展に努めること。

2. 観光・コンベンションの振興

地域際収支の改善に大きく寄与する観光・コンベンションの振興を最優先の経済政策として推進すること。

- (1) 本市の学術文化都市としての優位性を高めるため、中心市街地におけるコンベンション機能の強化と充実を図ること。
- (2) 本市が有する医療施設と高度医療の充実を活かすメディカルツーリズムの基本計画を作成し「医療NO1都市くまもと」づくりに取り組むこと。
- (3) NHK熊本放送局の移転跡地については、国史跡「熊本城」と中心市街地・通町との回遊性を促進する拠点として整備すること。
- (4) 本市には、歴史的文化遺産(国指定史跡)があり、これらを活用し「日本遺産群

指定」に取り組み、国内はもとより海外からの観光客を誘致できるよう、観光事業を展開すること。

3. 農水産業の活性化

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）による本市農水産業への影響は極めて大きく、基幹産業としての農水産業の「生き残り」を図るための施策に取り組むこと。

- (1) 地産地消による食育を、学校給食だけでなく、保育園（公立・私立）にも位置付け、今後も「食の安全安心・食育推進計画」を積極的に推進すること。
- (2) 「自分が食べる食品は自分で作る」喜びを享受できる市民農園の普及を進めること。
- (3) 有機農業の一大産地である熊本の農業を支援するため有機農業推進法に基づく事業を積極的に展開すること。
- (4) 本市の水産業の中心である海苔や貝類の漁獲の増加・振興を図るために、漁場の整備を進めること。

未来を築くまちづくり

1. 市民生活を豊かにする道路整備の推進

- (1) 幹線道路整備計画については、優先度評価に基づいて、国県道も含めて計画し、従来の計画も見直しを行うこと。また、市民に対しても広報を行うこと。
- (2) 国道57号東バイパスは道路渋滞解消に向け立体交差を推進すること。
- (3) 下江津の東部浄化センターから八幡町の旧 NEC 九州日本電気を結ぶ南回りバイパス(仮称)を新設すること。
- (4) 整備が遅れている北熊本スマートインターチェンジの計画・実行については、その計画内容や必要性等について、地権者等への丁寧な説明に努め、関係機関と連携し早期実現を図ること。
- (5) 障がい者や高齢者が自由に地域社会で活動できるように、バリアフリー新法に基づき、まちづくり計画を策定し実行すること。特に、電停のバリアフリー化に対しては、早期実現に向け積極的に取り組むこと。また、まちづくり計画を策定するにあたっては、障がい当事者を配置し連携強化に努めること。

2. 住宅政策の充実

- (1) 市営住宅の現入居者及び入居申込者の資格審査を厳格に行い、入居者の公平性を確保するとともに、建替えの際には、高齢者・障がい者・若年者世帯を配慮したものとする。また既存の市営住宅の少子高齢化対策として、若年層世帯の入居促進策を講じること。
- (2) 少子高齢・人口減少社会に対応するために、本年度に策定された住生活基本計画に基づき、定住促進策や空き家対策等のもとより、バリアフリーを基本とした街中への「住み替え住宅、借り上げ市営住宅」など住宅政策を大幅に見直し、車がなくても暮らしやすさを実感できる拠点性のある住宅政策を推進すること。
- (3) 市営住宅の空き室については、入居希望者が早く入れるよう、退去後速やかに整備すること。また、特別優良賃貸住宅については、入居や管理状況等を的確に把握し、制度運用が適正に行われているのかの検証と問題施設への対応を早急に行うこと。

3. 河川・排水路の整備推進、水害対策の推進

- (1) 河川や排水路の整備は進められているが、依然として冠水する地域の解消に繋がっていない地域もあり、現状と将来の見通しを示し、住民に説明すること。
- (2) 都市型水害など、局地的な水害対策を行うためには、引き続き治水問題のスペシャリストを育成するとともに、災害時にはノウハウをもった職員が、すぐに対応できるよう体制を整えること。
- (3) 茨城県鬼怒川の堤防決壊に学び、白川の堤防強化、河床掘削など河川改修を重点的進めるよう国に要請すること。また本市上流にあたる菊陽・大津地区に河川整備計画を策定するよう国に求めること。

4. 鉄道・公共交通の体制強化

- (1) 熊本都市圏における鉄道軌道ネットワーク（鉄道環状線及び空港線、市電の延伸と LRT 化）の構築を図ること。特に、市電の延伸については、調査に基づいて、その具体化に向けて取り組むこと。
- (2) 公共交通機関（JR、市電、電鉄、路線バス、タクシー）の役割分担を明確にし、総合交通体系の確立を図るとともに公共交通の充実と利用を更に推進すること。
- (3) サブバスターミナル（熊本駅、新水前寺駅、健軍終点等）の早期建設と適正配置で交通センター一極集中の解消のための事業を更に推進すること。
- (4) 交通不便地・空白地対策やコミュニティバスの運行やデマンドバス・タクシー等の整備については、超高齢社会を見据え、各地域の実情に応じた具体的な計画を策定すること。
- (5) JR 豊肥線・鹿児島本線の高架化・複線化を積極的に推進すること。